

令和6年度山梨県入札参加資格審査第1回中間申請要領 (測量・建設コンサルタント等、森林整備)

山梨県が令和6年度に発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。）の維持及び管理に関する業務（森林整備業務を含む。以下「土木施設の維持管理業務」という。）の委託に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより申請を行うこと。

第1 対象業者

測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計等の業務を営む者であって令和6年度において山梨県が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設の維持管理業務の委託に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加を希望する者

1 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の①から⑥までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から⑥までに定める者であって、かつ、第2に定める指定日（以下「指定日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日まで引き続き1年以上にわたり入札参加を希望する業務の業種と同一の業務の業種に係る営業（①にあつては①アの登録を、②にあつては②アの登録を受けて行っているものに限る。）を営んでいるものであること。ただし、知事が相当と認める者（※）についてはこの限りでない。

- ① 入札参加を希望する業務の業種が測量である場合 次に掲げる要件の全てを満たす者
- ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていること。
 - イ 指定日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日から36月を遡った日の属する事業年度から指定日の属する事業年度の直前の事業年度までのいずれかの事業年度（以下「対象事業年度」という。）において、測量に係る業務を完了させた実績があること。
- ② 入札参加を希望する業務の業種が設計である場合 次に掲げる要件の全てを満たす者
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により1級建築士事務所又は2級建築士事務所についての登録を受けていること。

- イ 対象事業年度において、設計に係る業務を完了させた実績があること。
 - ③ 入札参加を希望する業務の業種が建設コンサルタントである場合 次に掲げる全ての要件を満たす者
 - ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けており、かつ、建設コンサルタント登録規程第7条第1項の現況報告書の写しを提出することができること。
 - イ 対象事業年度において、建設コンサルタント登録規程に基づく登録部門ごとの現況報告書の実績があること。
 - ④ 入札参加を希望する業務の業種が地質調査である場合 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けており、かつ、地質調査業者登録規程第7条第1項の現況報告書の写しを提出することができること。
 - イ 対象事業年度において、地質調査に係る業務を完了させた実績があること。
 - ⑤ 入札参加を希望する業務の業種が補償コンサルタントである場合 次に掲げる要件の全てを満たす者
 - ア 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けており、補償コンサルタント登録規程第7条第1項の現況報告書の写しを提出することができること。
 - イ 対象事業年度において、補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門ごとの現況報告書の実績があること。
 - ⑥ 当該参加しようとする競争入札に係る業務の業種が①から⑤までに規定する業務の業種以外の業務の業種（建設工事に係るものに限る。）である場合 知事が適当と認める者
- (2) 土木施設の維持管理業務の委託に係る競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。
- ① 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たす者（森林の整備に関する業務の委託に係るものにあつては、当該者又は物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目のうち森林整備資格を有する者）
 - イ アに掲げるもののほか、当該競争入札に係る業務委託について、知事が適当と認める者
 - ② 土木施設の維持管理業務について、指定日の属する事業年度の直前の事業年度の

終了の日まで引き続き1年以上にわたり営業していること。ただし、知事が適当と認める者(※)を除く。

※ (1)柱書及び(2)②の「知事が適当と認める者」とは、資格継承により継承業務が同一性を失うことなく包括継承し、入札参加資格、施工実績等を引き継いだ者をいう。

2 競争入札に参加することができない者

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされた者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である者又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるもの
- (4) 山梨県県税条例(昭和36年条例第11号)の規定により県に納付すべき税金又は納入すべき納入金を滞納している者

第2 指定日(建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成30年山梨県告示第304号)二の「知事が別に定める日」)

令和5年10月1日

第3 入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(入札参加資格があると認められた場合、入札参加資格認定通知を令和6年3月29日にメールにて送付する予定)

第4 申請方法

1 既有資格者(令和5・6年度の有資格者で業種の追加をする者)

次の手順により、申請手続きを行う。なお、定められた期間内に手続きを行わなかった者には、入札参加資格は一切認められないので注意すること。

- (1) 「山梨県公共事業ポータルサイト」(<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>)の資格審査申請メニュー「【1】定期申請の場合」からICカード(ICカードを登録していない場合はID/パスワード)によりログインし、申請業務メニューから「定期申請について」を選択する。

「申請データ作成」画面からWeb上で申請データを作成し、「PDF出力」により申請

データ（入札参加資格審査申請書）を1部印刷する。

「申請データ提出」画面から、作成した申請データを送信する。

申請データ受付期間

令和6年2月6日（火）午前9時～令和6年3月4日（月）午後5時

※土日祝日を除く。申請データの受付は午前9時から午後5時まで。ただし、申請データの作成作業は午後8時まで可能

- (2) (1)により申請データを送信した後、郵送書類確認用紙を1部印刷し、下記「4 提出書類」に定める必要書類を添付して郵送する。

郵送書類受付期間

令和6年2月6日（火）～令和6年3月5日（火）（消印有効）

郵送書類送付先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当 あて

2 新規申請者（1の既有資格者以外の者をいう。）

※令和4年度以前に有資格者であったが令和5・6年度における入札参加資格を有しない者、建設工事の有資格者であるが測量・建設コンサルタント等における入札参加資格を有しない者も新規申請者に含む。

次の手順により、申請手続きを行う。なお、定められた期間内に手続きを行わなかった者には、入札参加資格は一切認められないので注意すること。

- (1) 「山梨県公共事業ポータルサイト」 (<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>) の資格審査申請メニュー「【3】新規業者の方」を選択する。「申請データ作成」画面からWeb上で申請データを作成し、「PDF出力」により申請データ（入札参加資格審査申請書）を1部印刷した後、下記「4 提出書類」に定める必要書類を添えて郵送する。

郵送書類受付期間

令和6年2月6日（火）～令和6年2月22日（木）（消印有効）

郵送書類送付先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当 あて

※山梨県公共事業ポータルサイトにおける申請データの作成作業は、上記郵送書類受付期間の土日祝日を除く午前9時から午後8時まで可能

※郵送書類を提出した者であっても、その後、下記(2)、(3)の手続きを定められた期間内に行わなかった者には入札参加資格は認められないので注意すること。

- (2) (1)により郵送書類を提出した後、県土整備総務課契約担当で審査を行い、書類に誤りがなければ申請データの送信に用いるID/パスワードを郵送するので受領する。（誤りがある場合は担当者より電話で連絡するので、その指示に従うこと。）

受領したID／パスワードにより、山梨県公共事業ポータルサイトの資格審査申請メニュー「【1】定期申請の場合」からログインし、「申請データ提出」画面から、(1)で作成した内容の申請データを送信する。（担当者から修正の指示があったときは、当該箇所を修正して送信する。）

※新規申請者のうち、令和4年度以前に測量・建設コンサルタント等における入札参加資格の有資格者であったが令和5・6年度における入札参加資格を有しない者については、(1)で作成した申請データと同じ内容を再作成して送信する。

申請データ受付期間

令和6年2月6日（火）午前9時～令和6年3月4日（月）午後5時

※土日祝日を除く。申請データの受付は午前9時から午後5時まで。ただし、申請データの修正作業は午後8時まで可能

- (3) (2)により申請データを送信した後、郵送書類確認用紙を1部印刷してFAX（055-223-1674）または郵送により提出する。

※郵送書類確認用紙以外の提出書類は(1)の郵送時に提出されているため、改めて送付する必要はない。（別途、担当者から不足資料の提出を指示された場合を除く。）

郵送書類確認用紙受付期間

令和6年2月6日（火）～令和6年3月5日（火）（消印有効）

郵送書類確認用紙送付先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当 あて

3 注意事項

- (1) 「山梨県公共事業ポータルサイト」に関する問合せ（申請データ作成等の操作説明を含む。）の対応については、土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前9時から午後5時までなので留意すること。
- (2) 「山梨県公共事業ポータルサイト」資格審査申請メニュー内の詳しい説明については、同メニュー内の「資格審査申請操作マニュアル」を参照（既有資格者は7ページ、新規申請者は8ページ）すること。

4 提出書類（部数の指定がない場合は1部提出すること。）

提出書類	摘要
入札参加資格審査申請書	・作成した申請データを印刷したものを提出すること。なお、片面で印刷することとし、両面印刷はしないこと。
商業登記簿謄本（法人の新規申請者である場合に限る）	・商業登記簿謄本及び身元（身分）証明書は、いずれも申請日前3ヶ月以内（※申請日後も可）に発行されたものであって、写しの提出でも可とする。
身元（身分）証明書（	・身元（身分）証明書は、本籍のある市町村が発行したものである

個人の新規申請者である場合に限る)	こと。
申請日現在有効な登録通知書の写し（測量又は建築士の登録業者に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失した場合は、申請日前3ヶ月以内（※申請日後も可）に発行された登録証明書の原本又はその写しを添付すること。 ・指定日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日から1年以上前に当該業種の登録がなされていることが確認できない場合は、前回の登録通知書の写し又は登録証明書の原本若しくはその写しも併せて提出すること。
現況報告書一式の写し（建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの登録業者に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント及び補償コンサルタントの登録部門については、現況報告書にそれぞれの部門ごとの実績が記載されていること。（部門の追加があった場合、当該追加された部門については、指定日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日までに1年以上営業していることとの条件は必要ない。）
山梨県税納税証明書の原本（山梨県内に本店若しくは支店等を有する法人又は山梨県内に住所を有する個人の場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3ヶ月以内（※申請日後も可）に発行された山梨県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く）すべての税目に未納がないことの証明書であること。写しは不可とする。 <p>《提出例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本店が山梨県内にある ⇒山梨県税に未納がないことの証明書 ② 本店が山梨県外で山梨県内に支店等を有する ⇒山梨県税に未納がないことの証明書 ③ 本店が山梨県外で山梨県内に支店等を有しない ⇒提出不要 <p>※ 総合県税事務所、県税務課又は地域県民センターで証明書の交付を受けること。</p> <p>※ 証明書の交付を受けるには、交付手数料として、1通400円分の山梨県収入証紙が必要となる。山梨県収入証紙は、証明書発行窓口では取り扱っていないので、あらかじめ山梨中央銀行などで購入すること。</p> <p>※未納がある場合でも、その未納分について新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けている場合は、そのことが分かる許可通知書等の写しを合わせて提出すれば可とする。</p>
個人の市町村民税・県民税の証明書の原本（山梨県内に住所を有する個人の場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・住所のある市町村が申請日前3ヶ月以内（※申請日後も可）に発行した個人県民税に未納の税額がないことの証明書であること。写しは不可とする。 ・様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業

	<p>」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和6年度競争入札参加資格審査の第1回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものを使用すること。なお、市町村によって独自様式がある場合は、「個人の市町村・県民税の未納がない」旨の証明がされていれば独自様式でも可とする。</p> <p>※未納がある場合でも、その未納分について新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けている場合は、そのことが分かる許可通知書等の写しを合わせて提出すれば可とする。</p>
<p>消費税の納税証明書の原本又はe-Taxによる電子納税証明書（個人にあってはその3又はその3の2、法人にあってはその3又はその3の3）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3ヶ月以内（※申請日後も可）に発行された消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書であること。写しは不可とする。 ・電子納税証明書の場合は、次の宛先に電子納税証明書（電子データ）をメールで送信すること。 <p>※メールの件名は「業者名（消費税電子納税証明書）」とすること。</p> <p style="text-align: center;">E-mail アドレス : cal_sikaku@pref.yamanashi.lg.jp</p> <p>※未納がある場合でも、その未納分について新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けている場合は、そのことが分かる許可通知書等の写しを合わせて提出すれば可とする。</p>
<p>ISO9000s登録証及び付属書の写し（取得者に限る）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①から③までの要件を全て満たすものに限る。 <ol style="list-style-type: none"> ① 申請日の時点で有効なものであること。 ② （公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している機関に認定されている審査登録機関の認証したものであること。 ③ 登録範囲が申請する業種に係るものであること。
<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿（別紙1） ・誓約書（別紙2） <p>※2部ずつ提出（うち1部は写しでも可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在の状況を様式に記載すること。 ・個人の業者は事業主について記載すること。 <p>※行政事務全般から暴力団等を排除するため、山梨県警察本部へ内容の照会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和6年度競争入札参加資格審査の第1回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものを使用すること。
<p>委任状（契約支店営業所を登録する場合に限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和6年度競争入

る)	札参加資格審査の第1回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものを使用すること。
返信用封筒（新規申請者に限る）	・ A4用紙1枚が入る（折りたたみ可）封筒に宛名を記入し、郵送に必要な金額分の切手を貼付すること。

第5 届出事項の変更

入札参加資格の有効期間内（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に次の事項に変更があった場合は、変更の手続を行うこと。

なお、合併等による資格継承については、個別に問い合わせること。

1 変更事項と提出書類

変 更 事 項	提 出 書 類
本社の商号及び所在地	法人－商業登記簿謄本（写し可） 個人－不要
本社の電話番号、FAX番号、代表者のメールアドレス	不要
代表者（代表者職名、代表者氏名）	法人－商業登記簿謄本（写し可） 個人－不要
山梨県を担当する支店等に関する事項	不要
契約を締結する支店等の名称、所在地、代理人及び代理人役職名	委任状（指定の様式）
契約を締結する支店等の電話番号	不要
資本金	法人－商業登記簿謄本（写し可）
許可登録情報 （登録の更新）	コンサル等：新・旧の登録通知書の写し又は新・旧の現況報告書の写し
支払金融機関情報 （支払金融機関名、口座番号、口座名義等）	不要
納税状況	該当する納税証明書原本又は電子納税証明書
ISO9001の取得、更新、喪失	ISO9001登録証の写し
入札参加資格の辞退 （登録を廃止した場合など）	不要

2 手続方法

山梨県公共事業ポータルサイトから電子上で申請し、提出書類がある場合には、郵送書類

確認用紙と併せて郵送すること（電子上で申請するため、紙の申請書の提出は必要ない。）。
詳しくは、資格審査申請操作マニュアルの「変更申請手続」を参照すること。

第6 入札参加資格の取消しについて

知事は、次のいずれかに該当する者の入札参加資格の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 参加しようとする競争入札に係る建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務の業種に対応する登録が取り消され、又は失効した者
- 2 土木施設の維持管理業務の委託に係る競争入札に参加しようとする者であって、建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格が取り消され、又は失効した者（森林の整備に関する業務の委託に係るものにあつては、当該者又は物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目のうち森林整備資格が取り消され、又は失効した者）
- 3 第1の2(1)又は(3)の規定に該当する者
- 4 入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、又は事実の記載をせずに入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者

第7 入札参加資格申請に関する問い合わせ先

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館7階

E-mail : cals_sikaku@pref.yamanashi.lg.jp

電話 055-223-1673

FAX 055-223-1674

電子入札システム ヘルプデスク（システムに関する問い合わせ先）

電話 055-223-1669（午前9時から午後5時まで）

※注意事項

- ・ ICカードを登録されている場合は、ID/パスワードは使用できない。
- ・ ID/パスワードを紛失してしまった場合は、ID/パスワードの再発行手続が必要となる。上記第7の問い合わせ先に事前連絡のうえ、再発行申請書と身分証明できるものを持参して申請すること。
- ・ 消費税の電子納税証明書については、国税庁 e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>を参照すること。